第23期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

[事　　業　　報　　告]

当社グループの現況に関する事項

（主要な事業内容／対処すべき課題／主要な拠点等／従業員の状況／
主要な借入先の状況／その他企業集団の現況に関する重要な事項）

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

（社外役員に関する事項／責任限定契約の内容の概要／
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等／＜ご参考＞ 指名・報酬諮問委員会）

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

[連　結　計　算　書　類]

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

[計　　算　　書　　類]

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

[監　　査　　報　　告]

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

株式会社エス・エム・エス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（交付書面）には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、株主の皆さまに交付書面を一律でお送りいたします。

当社グループの現況に関する事項

（１）主要な事業内容（2026年３月31日現在）

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。「医療」「介護/障害福祉」（注１）「ヘルスケア」「シニアライフ」を高齢社会における事業領域とし、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザをつなぐプラットフォームを情報インフラと定義して、様々なサービスを提供しています。国内においては、医療・介護/障害福祉従事者向けのキャリア関連事業を行うキャリア分野、介護/障害福祉事業者向け経営支援プラットフォームを提供する介護・障害福祉事業者分野、ヘルスケア・シニアライフを中心とした事業開発分野に区分して事業を行っており、これらに海外を加えた４分野を事業部門としています（注２）。

（注１）当社は、日本が批准している「障害者権利条約」の考えに基づき、「障害」は個人ではなく社会の側にあるとする「社会モデル」の考え方に立脚しております。表記に際しては、受け取り手の心情に配慮し場合によって「障害」「障がい」を使い分ける方針であるものの、社会の側にある障害は排していくべきものとの考えから、本資料内においては基本的に「障害」と表記しています。

（注２）当社は、2026年１月１日に新経営体制に移行し、2026年４月28日より経営管理区分を変更したことに伴い、2027年３月期からは報告セグメントを「キャリア」、「介護・障害福祉経営支援」及び「海外」の３区分に変更することといたしました。

各事業部門における主なサービスの内容は下表のとおりです。

事業部門	主な事業内容
キャリア分野	介護職向け人材紹介・資格取得スクール、看護師向け人材紹介、保育士向け人材紹介、職種横断ダイレクトリクルーティングプラットフォーム等
介護・障害福祉事業者分野	介護/障害福祉事業者向け経営支援プラットフォーム等
海外分野	メディカルプラットフォーム事業、グローバルキャリア事業等
事業開発分野	健康保険組合向け遠隔保健指導サービス、企業向けリモート産業保健サービス、リフォーム事業者情報提供サービス、葬儀社紹介サービス等

（２）対処すべき課題

当社グループは、創業以来、高齢社会の課題解決を事業機会と捉え、持続的な成長を実現してまいりました。しかしながら、①労働集約型モデルへの依存による成長鈍化、②自前主義への偏重による成長機会の逸失、③短期利益の追求と将来投資の不足、④資本市場とのミスコミュニケーションという４つの経営課題が、近年の株価の低迷の主因であると認識しております。これらの課題を抜本的に解決し、企業価値を最大化するため、2026年４月28日に「企業価値最大化に向けたロードマップ」を策定いたしました。

これまでの成長を支えてきた労働集約的なモデルから、AIやデータを徹底活用した資本集約型モデルへと進化させるとともに、外部連携や機動的な資源再配分を通じ、模倣不可能な情報インフラを構築することで、社会課題の解決と圧倒的な事業成長を両立させてまいります。今後10年を「第三創業期」と位置づけ、以下の施策を重点的に推進してまいります。

（参考）企業価値最大化に向けたロードマップ

https://www.bm-sms.co.jp/wp-content/uploads/2026/04/roadmap_to_FY30.pdf

① 事業ポートフォリオ戦略

成長性（売上成長率）と収益性（事業利益率）を基準とする評価フレームを用い、全社視点で事業ポートフォリオを評価いたします。全ての事業は新規・既存に関わらず月次の事業進捗会議及び取締役会での定期的な報告・議論の対象とし、年次で継続可否判断を実施いたします。事業の撤退を含む選択と集中を通じて経営資源を成長領域へ機動的に再配分する「共創型ポートフォリオ経営」を実践することで、成長性と収益性を両立した事業構造へと変革を推進してまいります。

② 事業戦略

・キャリア事業

労働集約型の人材紹介モデルで培った「マッチング力」をAIでモデル化し、ダイレクトリクルーティング（DR）にも組み込むことで、高い採用率を低コストで実現する独自のハイブリッドモデルを確立いたします。あわせて、介護・障害福祉経営支援事業（SaaS）との連携を通じた採用エコシステムを構築し、医療・介護・障害福祉領域における圧倒的No.1の立場を構造的に確立してまいります。

・介護・障害福祉経営支援事業

在宅介護事業所の62%が接続する介護・障害福祉事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」を、AIネイティブな構造を備えた「カイポケコネクト」へと進化させ、地域包括ケアのネットワークハブとしての地位をさらに強固なものといたします。また、カイポケで培った制度対応の知見と事業モデルを、成長余地の大きい障害福祉領域へ横展開することで、「かべなしクラウド」のシェア拡大を加速してまいります。

・海外/その他事業

海外事業においては、抜本的な収益構造改善を断行するとともに、他社との提携や外部資本の活用を含めたあらゆる選択肢を検討し、選択と集中を徹底いたします。その他の事業領域についても、全事業の再評価を通じ、キャリア・カイポケに続く事業の柱となりうる領域への積極的な事業開発を推進してまいります。

③ ガバナンス体制の強化と資本市場との対話

新たに「企業価値向上委員会」を設置し、本ロードマップの内容を含む経営課題の検証・検討を行うとともに、遅くとも2027年３月期決算発表（2027年４月末頃）までに中期経営計画を開示する予定です。また、社内取締役の報酬制度を企業価値向上と連動性の高い設計（固定報酬・短期インセンティブ・長期インセンティブの組み合わせ）に変更するなど、経営の意思決定の質向上と透明性の高い情報開示に努めてまいります。

④ 2031年３月期の業績目標

・売上高：1,220億円以上（５年CAGR 14%）
・EBITDA：280億円以上（５年CAGR 20%）
・ROE：30%以上（2031年３月期までの可能な限り早期に達成）

（３）主要な拠点等（2026年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区芝公園二丁目11番１号（注１）

② 子会社

株式会社エス・エム・エスサポートサービス	北海道札幌市中央区
MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED	英国（注２）
MIMS PTE. LTD.	シンガポール（注２）
MIMS MEDICA SDN.BHD.	マレーシア（注２）
PT SENIOR MARKETING SYSTEM INDONESIA	インドネシア（注２）
MIMS (SHANGHAI) LIMITED.	中国（注２）
MIMS Career (Shanghai) Co. Ltd.	中国（注２）
KIMS CO.,LTD.	韓国（注２）
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED	オーストラリア（注２）
MIMS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア（注２）
MIMS (NZ) LIMITED	ニュージーランド（注２）

（注１）全国15事業所
（注２）海外の拠点：上記を含めアジア・オセアニアを中心とした16の国と地域

（４）従業員の状況（2026年３月31日現在）

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,660名	132名増

（注）１．当社グループは単一セグメントであるため、セグメントによる区分は行っておりません。
２．従業員数の増加は、主に医療・介護/障害福祉従事者向けキャリアサービス、介護/障害福祉事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」等に関連する人員増によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
3,214名	165名増	32.8歳	4.3年

（注）従業員数は、当社から子会社への出向社員を除き、子会社から当社への出向社員を含む就業人員数です。

（５）主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入金額（百万円）
株式会社三井住友銀行	6,000
株式会社みずほ銀行	800
株式会社三菱UFJ銀行	150

（６）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の株式に関する事項　（2026年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　288,000,000株

（２）発行済株式の総数　87,561,600株

（３）株主数　8,642名

（４）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
ＭＯＲＯ合同会社	15,373,618	18.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,192,200	11.19
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND 常任代理人　香港上海銀行東京支店	2,830,500	3.44
GOLDMAN,SACHS & CO.REG 常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,788,820	3.39
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) 常任代理人　野村證券株式会社	2,760,874	3.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,411,900	2.93
アズワン株式会社	2,404,000	2.92
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社	2,388,027	2.90
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL 常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店	2,296,814	2.79
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT 常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店	2,235,526	2.72

（注）１．当社は、自己株式を5,481,151株保有していますが、発行済株式の総数及び株主数に含めて表示しています。

２．持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

３．2026年２月10日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、オアシス　マネジメント　カンパニー　リミテッド（Oasis Management Company Ltd.）社が2026年２月３日現在で15,397,600株（株券等保有割合17.58%）の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

（５）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第11回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年７月20日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役　２名
新株予約権の数	当社取締役　70個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役　普通株式　14,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	241,000円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年７月20日から 2026年７月19日まで

（注）社外取締役は全員が監査等委員である取締役であり、新株予約権は付与しておりません。

（２）当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（３）その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、国内外で様々なサービスを展開しております。

当社は創業以来連続して増収を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、当社グループの役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、以下の新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容は、当事業年度の末日の状況を記載しております。

第14回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2018年７月18日
新株予約権を有する者の人数	24名
新株予約権の数	104個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　10,400株
新株予約権の発行価額	2,500円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	197,800円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年７月１日から 2026年６月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2021年３月期におけるEBITDAの額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合　10％

（b）EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合　50％

（c）EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合 100％

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新

株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

第15回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2019年８月19日
新株予約権を有する者の人数	57名
新株予約権の数	242個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　24,200株
新株予約権の発行価額	3,300円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	254,400円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2022年７月１日から 2027年６月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2022年３月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,408百万円を超過していること 行使可能割合　10％

（b）実質営業利益の額が7,322百万円を超過していること 行使可能割合　70％

（c）実質営業利益の額が8,319百万円を超過していること 行使可能割合 100％

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

第16回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2020年７月13日
新株予約権を有する者の人数	26名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　200,000株
新株予約権の発行価額	6,000円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	232,200円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2023年７月１日から 2028年６月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2023年３月期における実質営業利益の額が、下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,647百万円を超過していること　行使可能割合　10％

（b）実質営業利益の額が7,237百万円を超過していること　行使可能割合 100％

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

第17回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2021年７月12日
新株予約権を有する者の人数	27名
新株予約権の数	183個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　18,300株
新株予約権の発行価額	4,000円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	329,000円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2024年７月１日から 2029年６月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2024年３月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が7,390百万円を超過していること　行使可能割合　10％

（b）実質営業利益の額が8,444百万円を超過していること　行使可能割合　70％

（c）実質営業利益の額が9,594百万円を超過していること　行使可能割合 100％

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

第19回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2023年７月10日
新株予約権を有する者の人数	32名
新株予約権の数	2,130個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　213,000株
新株予約権の発行価額	2,500円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	270,800円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2026年７月１日から 2031年６月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2026年３月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が9,858百万円を超過していること　行使可能割合　10％

（b）実質営業利益の額が11,265百万円を超過していること 行使可能割合　70％

（c）実質営業利益の額が12,799百万円を超過していること 行使可能割合 100％

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

第20回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2024年７月８日
新株予約権を有する者の人数	35名
新株予約権の数	2,310個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　231,000株
新株予約権の発行価額	2,600円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	198,300円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2027年７月１日から 2032年６月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2027年３月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（d）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が10,962百万円を超過していること　行使可能割合　20％

（b）実質営業利益の額が11,726百万円を超過していること　行使可能割合　50％

（c）実質営業利益の額が12,525百万円を超過していること　行使可能割合　70％

（d）実質営業利益の額が14,231百万円を超過していること　行使可能割合 100％

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算し、2026年３月期に計上した減損損失に伴う償却負担軽減額（当該減損損失が計上されなかったと仮定した場合に計上されるべきであった減価償却費及びのれん償却費相当額）を減算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

第21回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2025年７月７日
新株予約権を有する者の人数	39名
新株予約権の数	2,370個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　237,000株
新株予約権の発行価額	2,700円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	146,250円（新株予約権１個当たり）
新株予約権の行使期間	2028年７月１日から 2033年６月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2028年３月期における実質営業利益の額が、下記（a）ないし（d）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が8,355百万円を超過していること　行使可能割合　20％

（b）実質営業利益の額が8,937百万円を超過していること　行使可能割合　50％

（c）実質営業利益の額が9,547百万円を超過していること　行使可能割合　70％

（d）実質営業利益の額が10,847百万円を超過していること　行使可能割合 100％

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算し、2026年３月期に計上した減損損失に伴う償却負担軽減額（当該減損損失が計上されなかったと仮定した場合に計上されるべきであった減価償却費及びのれん償却費相当額）を減算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

会社役員に関する事項

（１）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）松林智紀は、のぞみ総合法律事務所パートナーですが、同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）鈴村豊太郎は、東京大学大学院・情報理工学系研究科教授です。国立大学法人東京大学と当社との間には、求人広告掲載等に係る取引関係があります。

社外取締役（監査等委員）髙木暢子は、株式会社COEING AND COMPANY代表取締役、髙木暢子公認会計士事務所代表及び株式会社コーセーホールディングス社外監査役ですが、各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）松林智紀は、当事業年度に開催された取締役会13回中12回（出席割合92.3%）、監査等委員会12回中11回（出席割合91.7%）に出席しました。

社外役員の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しています。これらの経験及び理解を踏まえて、筆頭独立社外取締役として、経営陣との連絡・調整や独立社外取締役である監査等委員間の連携を図る役割を担うほか、在任期間の短い取締役に対し社外取締役が期待される役割の継承及び当社の企業文化や事業についての理解の促進に貢献しております。

社外役員としての在任期間は、当社の社外取締役及び非常勤監査役としての在任期間を通算すると当事業年度末日時点で18年４ヵ月となります。

弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、特に重要な経営上の意思決定のプロセスについて積極的に確認・助言を行うほか、当事業年度において計10回にわたり経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受け、事業所への往査を実施するなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。

また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を主導しております。

さらに、株主との面談にも対応し、建設的な対話を促進するための取組を推進しております。

社外取締役（監査等委員）鈴村豊太郎は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席しました。

国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。当社がミッションに掲げる「高齢社会に適した情報インフラの構築」を実現していくうえで、当社が保有する国内外の医療・介護/障害福祉・ヘルスケア・シニアライフ関連の膨大なデータの経営への活用が必要不可欠となっております。グローバルで培われた知見に基づき、当社のこれらの活動の推進にあたっての監視・監督機能の発揮に加え、示唆に富む助言が期待されています。

社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で５年９ヵ月となります。
特に取締役会におけるデータの分析・活用及び先端技術の導入に関する議論を主導したほか、関連する重要な会議に出席し専門的見地から意見を述べております。また、当事業年度において計８回にわたり、経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受けるなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。

社外取締役（監査等委員）髙木暢子は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査等委員会12回の全てに出席しました。
公認会計士として、監査法人及び税理士法人での勤務経験のほか、M&Aアドバイザリー会社におけるM&A助言業務、事業会社における戦略立案業務、経営コンサルティング会社の経営、上場会社における社外役員など、財務・会計の専門家及び経営コンサルタントとしての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。このような知見を活かして、独立した立場から経営陣に対して実効的な監視・監督機能を発揮することが期待されています。
社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で３年９ヵ月となります。
特に当社の経営環境を踏まえたアセット・ケイパビリティの活用状況や、持続的な成長を実現するために中長期で取り組むべき施策の進捗について積極的に確認・助言を行うほか、特定監査等委員として会計監査人とのやり取りを担っております。当事業年度において計11回にわたり経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受け、事業所への往査を実施するなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。
また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を担っております。
さらに、株主との面談にも対応し、建設的な対話を促進するための取組を推進しております。

（２）責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき社外取締役（監査等委員）３名全員との間で責任限定契約を締結しています。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役（監査等委員）がその職務を行うにあたり、会社法第423条第１項の責任につき善意でかつ重大な過失がない時に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職又は監督者の地位にある従業員（退任又は退職済の者も含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為に起因して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を填補するものであり、１年ごとに更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

＜ご参考＞指名・報酬諮問委員会

当社は、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しました。同委員会は、取締役の選任及び解任（代表取締役その他の経営陣の選定及び解職を含む。）に関する事項、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項、代表取締役社長の後継者育成計画に関する事項、その他当社グループの重要な事項の審議を行うことを目的とする、取締役会の諮問機関です。なお、2021年５月より、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定機関となっています。

委員は、独立社外取締役２名（いずれも監査等委員）と代表取締役社長の合計３名によって構成されており、筆頭独立社外取締役（監査等委員）が委員長を務めています。決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしています。

当事業年度における同委員会の活動状況は以下のとおりであります。

開　催　日	付　議　事　項
2025年５月19日	取締役選任議案及び代表取締役の選定並びに補欠の監査等委員である取締役の選任議案に係る審議
2025年６月20日	・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基準に係る審議 ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定
2025年10月７日	・代表取締役の選定に係る審議 ・指名・報酬諮問委員長の選定及び委員長代行順位の決議
2026年３月30日	・取締役の選任及び解任（代表取締役その他の経営陣の選定及び解職を含む。）の基準に係る審議 ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基準に係る審議 ・取締役選任議案に係る審議

会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社グループが支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42百万円

（注）1．会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。

2．当社の重要な子会社のうち、一部の会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記のとおり内部統制基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めています。取締役会は、基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改定は2025年12月17日開催の取締役会にて決議し、2026年１月１日に効力が発生しています。

① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。

(b) 当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とする社外通報窓口（以下、総称して「内部通報窓口」という。）を設置することにより、内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(c) 当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。

(d) 内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。

(e) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録のうえ、経営判断に用いた関連資料とともに保存する。

(b) 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。

(b) 当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。サステナビリティに関するリスクについては、サステナビリティ委員会においてそのリスクの識別・評価を実施し、リスクマネジメントを所管する部門と連携のうえ、当社グループ全体のリスク管理体制に統合する。

(c) 各部の部門長は、リスクマネジメント体制を確実に運用するために、リスクマネジメントを所管する部門への情報の提供、部門におけるリスク管理策の実行・監督、リスク管理策を確実に実施するために必要な自主点検の指示・監督及び教育訓練の実施・監督、並びに部門内で発生したインシデント情報の収集及び報告の責任を担う。

(d) 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。

(b) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的に実施することにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。

(c) 当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。

(d) 当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、業務執行取締役、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的に開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。

(e) 当社コーポレート部門は、経営企画、IR、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマ

ネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携のうえで、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。

(b) 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。

(c) 当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。当社は、内部通報をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。

(d) 内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。

(b) 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。

(c) 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

(a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。

(b) 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。

⑧ 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。

⑨ 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針に関する事項

当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。

(b) 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

(a) 取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。

(b) 当連結会計年度において取締役会を13回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、業務執行取締役、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。

(c) 必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

② 監査等委員会の監査・監督体制について

(a) 当連結会計年度において監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。

(b) 監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行を監査・監督し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。

(c) 監査等委員会が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。

③ コンプライアンスに関する取組について

(a) 個人情報保護について「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。

(b) 内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。

(c) 従業員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的に社内報やメール等にて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。

(d) 内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。

④ 当社子会社における業務の適正の確保について

一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。

これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うとともに、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。

⑤ 反社会的勢力排除について

(a) 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。

(b) 取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

（３）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は以下のとおりです。

成長への投資を優先したうえで、財務の状況を勘案し、連結配当性向30％を目安に累進配当（※）を行うことを基本方針とする。ただし、M&A等の大きな投資機会発生の際には、この限りではない。

※１株当たり配当金の前期実績に対して、配当維持又は増配を行うもの

当連結会計年度においては、利益還元として配当を実施できる状況にあると判断したため、2026年３月期の期末配当につきましては、１株当たり29.5円を予定しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,551	262	43,430	△5,713	40,531
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△2,421	－	△2,421
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	△14,317	－	△14,317
自己株式の取得	－	－	－	△3,999	△3,999
自己株式の処分	－	△0	－	1	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	△16,739	△3,998	△20,738
当期末残高	2,551	261	26,691	△9,711	19,792

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	229	6,328	6,558	229	47,319
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△2,421
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	－	－	－	－	△14,317
自己株式の取得	－	－	－	－	△3,999
自己株式の処分	－	－	－	－	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△64	207	143	△0	143
連結会計年度中の変動額合計	△64	207	143	△0	△20,594
当期末残高	165	6,536	6,702	229	26,724

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１） 連結の範囲に関する事項

（連結子会社の状況）

・連結子会社の数　38社

・主要な連結子会社の名称　MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED
MIMS PTE. LTD.
MIMS MEDICA SDN.BHD.
PT SENIOR MARKETING SYSTEM INDONESIA
MIMS (SHANGHAI) LIMITED.
MIMS Career (Shanghai) Co.Ltd.
KIMS CO., LTD.
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED
MIMS AUSTRALIA PTY LTD
MIMS (NZ) LIMITED　等

（連結の範囲の変更）

SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.は清算結了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

（２） 持分法の適用に関する事項

（持分法を適用した関連会社の状況）

・持分法を適用した関連会社の数
２社

・持分法を適用した主な関連会社の名称
エムスリーキャリア株式会社　等

（３） 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED及び同社の子会社33社の決算日は、12月31日であります。本連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が３ヵ月を超えていないため、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（４）会計方針に関する事項

①　資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、貯蔵品　　主として移動平均法による原価法を採用しております。
（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②　固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（使用権資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	５～15年

(b) 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウエア	社内利用可能期間（５年以内）
商標権	非償却
顧客関係資産	12年

(c) 使用権資産

定額法によっております。

③　引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社グループは、キャリア分野における（a）人材紹介サービスの提供、介護・障害福祉事業者分野における（b）経営支援プラットフォームの提供、海外分野における（c）メディカル・マーケティングサービス及び（d）クリニカル・ディシジョン・サポートサービスの提供、事業開発分野における健康経営支援プラットフォーム（（e）特定保健指導及び（f）リモート産業保健）及び（g）困りごと解決プラットフォームの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は主として１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（a）人材紹介サービス

当社グループは、主に医療や介護/障害福祉の従事者を求める事業所に対し、求職者を紹介する人材紹介サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービス提供を行う義務を負っており、その履行義務については個々の求職者が事業所に入職した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

（b）経営支援プラットフォーム

当社グループは、主に介護/障害福祉事業者に対し、保険請求の機能をはじめとした各種経営支援サービスをクラウドを通じて提供しています。当該取引では、申込に基づき会員となった介護/障害福祉事業者に向けてプラットフォームの利用環境を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

（c）メディカル・マーケティングサービス

当社グループは、主に海外の医療やヘルスケアの事業者向けにニーズに応じた様々なマーケティング支援のサービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき医療従事者に対して出版・ウェブ・イベント開催等様々なチャネルを通じて医療・ヘルスケア情報を提供する義務を負っており、その履行義務については個々の契約に基づく役務提供をもって充足されるため、役務提供の完了時点で収益を認識しています。

（d）クリニカル・ディシジョン・サポートサービス

当社グループは、主に海外の医療機関向けに処方箋エラーチェック用のデータベースを提供しています。当該取引では、契約に基づき医療従事者が処方箋エラーチェック用のデータベースにアクセス可能な状態を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

(e) 健康経営支援プラットフォーム（特定保健指導）

当社グループは、健康保険組合に対し、ICTを活用した保健指導サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき健康保険組合の加入者に対して管理栄養士等の指導を提供する義務を負っており、その履行義務については申込に応じて管理栄養士等の指導を提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

(f) 健康経営支援プラットフォーム（リモート産業保健）

当社グループは、企業の人事・労務部門に対しICTを活用した産業保健サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき産業医の保健指導やストレスチェックの実施等の産業保健業務全般をサポートする義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

(g) 困りごと解決プラットフォーム

当社グループは、高齢者やその家族（以下、「エンドユーザ」という。）に対し、高齢社会特有の課題・困りごとの解決につながるサービスを提供する提携事業者の紹介サービスを提供しています。当該取引では、主に契約に基づき当社のプラットフォームを通じてエンドユーザに対して提携事業者を紹介する仲介機能を提供する義務を負っており、その履行義務については提携事業者とエンドユーザが契約した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

(c) ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクを低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑥　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) のれんの償却方法及び償却期間	のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。
(b) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
(c) 退職給付に係る負債の計上基準	・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定方式によっております。 ・数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

２．収益認識に関する注記

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	事業部門					合計
	キャリア分野		介護・障害福祉事業者分野	海外分野	事業開発分野	
	介護キャリア	医療キャリア				
日本	20,487	17,788	13,715	-	3,893	55,884
その他	-	-	-	8,851	-	8,851
顧客との契約から生じる収益	20,487	17,788	13,715	8,851	3,893	64,735
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	20,487	17,788	13,715	8,851	3,893	64,735

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「１.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（４）会計方針に関する事項　④　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（３）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであり、当社グループにおいては該当する取引がないため、連結貸借対照表において計上されておりません。

契約負債は、履行義務の充足前に顧客から対価を受領しているものであり、連結貸借対照表において「契約負債」として表示しております。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しています。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

（１）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　　1,658百万円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

①　算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に基づき会社分類を判定のうえ、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

当社グループは、過去（３年）及び当期の各連結会計年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当連結会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジューリング可能な将来減算一時差異について繰延税金資産を回収可能と見積もっております。

②　主要な仮定

当連結会計年度末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないことを主要な仮定としております。

③　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等により、実際の結果と異なる可能性があります。経営環境に著しい変化が生じるなど主要な仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	87,561,600株	－株	－株	87,561,600株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	2,599,151株	2,882,600株	600株	5,481,151株

（注）1．増加株式数2,882,600株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものです。
2．減少株式数600株は、新株予約権の行使によるものです。

（3）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日定時株主総会	普通株式	2,421	28.5	2025年3月31日	2025年6月23日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,421	29.5	2026年3月31日	2026年6月22日

（4）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　266,900株

５．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金をもって事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが２ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主にファクタリングサービスの取扱高拡大に伴う資金需要への対応、長期借入金は主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、シンジケートローンによる借入の一部を除き、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

デリバティブ取引は、外貨建の長期借入金に係る為替及び金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨及び金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結注記表の「１.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（４）会計方針に関する事項　⑤　重要なヘッジ会計の方法」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
長期借入金（※）	2,350	2,301	△49
負債合計	2,350	2,301	△49
デリバティブ取引	－	－	－

（※）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、短期借入金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	
非上場株式	2,909

（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	2,301	－	2,301
負債計	－	2,301	－	2,301

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

６．１株当たり情報に関する注記

（１）　１株当たり純資産額　322円79銭

（２）　１株当たり当期純損失　△173円66銭

７．重要な後発事象に関する注記

（セグメント区分の変更）

当社の報告セグメントは、当社グループの事業が高齢社会に適した情報インフラの構築を目的とする事業並びにこれらに付帯する業務事業であるため単一セグメントとしておりましたが、翌連結会計年度より報告セグメントを「キャリア」、「介護・障害福祉経営支援」及び「海外」の３区分に変更することといたしました。これは、2026年１月１日に新経営体制に移行し、2026年４月28日より経営管理区分を変更したことによるものです。なお、変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目に関する情報については、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他（注１）	調整額（注２）	連結損益計算書計上額（注３）
	キャリア	介護・障害福祉経営支援	海外	計			
売上高							
外部顧客への売上高	38,279	13,471	8,851	60,602	4,133	－	64,735
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	0	262	274	104	△378	－
計	38,289	13,472	9,114	60,876	4,237	△378	64,735
セグメント利益又は損失（△）	6,676	4,721	△71	11,326	7	△4,546	6,787
その他の項目							
減価償却費	1,096	1,369	741	3,207	174	265	3,647
のれんの償却額	42	－	929	972	－	－	972
減損損失	－	－	22,957	22,957	－	－	22,957

（注１）「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、シニアライフ事業等を含んでおります。
（注２）セグメント利益の調整額△4,546百万円は、主に当社グループの管理部門にかかる費用であります。
（注３）セグメント利益又は損失（△）の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。
（注４）セグメント資産の金額は、当社では報告セグメントに資産を配分していないため、開示しておりません。

８．その他の注記

（減損損失）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	のれん	－	8,649
	顧客関係資産	－	589
	商標権	－	13,041
	ソフトウエア	シンガポール等	677
計			22,957

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。

当社連結子会社であるMIMSグループに係るのれん及び無形固定資産について、同グループの業績が計画を下回る推移となっており、新経営体制のもと、今後の事業計画を見直した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを15.0％で割り引いて算定しております。

貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**14,510**	**流動負債**	**9,026**
現金及び預金	6,109	短期借入金	800
売掛金	6,511	１年内返済予定の長期借入金	1,300
貯蔵品	10	未払金	3,150
未収入金	181	未払費用	458
前払費用	1,011	未払法人税等	1,277
関係会社短期貸付金	800	未払消費税等	654
その他	0	契約負債	229
貸倒引当金	△114	預り金	98
固定資産	**16,437**	賞与引当金	699
有形固定資産	**538**	その他	358
建物	829	**固定負債**	**1,052**
減価償却累計額	△373	長期借入金	1,050
建物(純額)	456	長期預り保証金	2
工具、器具及び備品	423	**負債合計**	**10,079**
減価償却累計額	△342	**(純資産の部)**	
工具、器具及び備品(純額)	81	**株主資本**	**20,639**
無形固定資産	**6,478**	**資本金**	**2,551**
のれん	64	**資本剰余金**	**4,734**
ソフトウエア	6,414	資本準備金	2,526
その他	0	その他資本剰余金	2,207
投資その他の資産	**9,420**	**利益剰余金**	**23,064**
関係会社株式	5,906	その他利益剰余金	23,064
関係会社長期貸付金	1,114	繰越利益剰余金	23,064
敷金及び保証金	1,278	**自己株式**	**△9,711**
繰延税金資産	1,173	**新株予約権**	**229**
貸倒引当金	△52	**純資産合計**	**20,868**
資産合計	**30,947**	**負債・純資産合計**	**30,947**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		54,793
売上原価		3,290
売上総利益		51,503
販売費及び一般管理費		44,202
営業利益		7,300
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	2,059	
その他	120	2,211
営業外費用		
為替差損	1	
支払利息	15	
貸倒引当金繰入額	42	
自己株式取得費用	6	
その他	1	67
経常利益		9,444
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	29,667	29,670
税引前当期純損失（△）		△20,226
法人税、住民税及び事業税	2,002	
法人税等調整額	224	2,227
当期純損失（△）		△22,453

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,551	2,526	2,208	4,734	47,939	△5,713	49,513
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△2,421	－	△2,421
当期純損失（△）	－	－	－	－	△22,453	－	△22,453
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△3,999	△3,999
自己株式の処分	－	－	△0	△0	－	1	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	△24,874	△3,998	△28,873
当期末残高	2,551	2,526	2,207	4,734	23,064	△9,711	20,639

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	229	49,742
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△2,421
当期純損失（△）	－	△22,453
自己株式の取得	－	△3,999
自己株式の処分	－	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△28,873
当期末残高	229	20,868

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品及び貯蔵品　　主として移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（２）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６～15年
工具、器具及び備品	５～15年

②　無形固定資産　　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づき償却を行っております。

（３）引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社は、キャリア分野における①人材紹介サービスの提供、介護・障害福祉事業者分野における②経営支援プラットフォームの提供、事業開発分野における健康経営支援プラットフォーム（③特定保健指導及び④リモート産業保健）及び⑤困りごと解決プラットフォームの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。なお、収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は主として１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① 人材紹介サービス

当社は、主に医療や介護/障害福祉の従事者を求める事業所に対し、求職者を紹介する人材紹介サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービス提供を行う義務を負っており、その履行義務については個々の求職者が事業所に入職した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

② 経営支援プラットフォーム

当社は、主に介護/障害福祉事業者に対し、保険請求の機能をはじめとした各種経営支援サービスをクラウドを通じて提供しています。当該取引では、申込に基づき会員となった介護/障害福祉事業者に向けてプラットフォームの利用環境を提供する義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

③ 健康経営支援プラットフォーム（特定保健指導）

当社は、健康保険組合に対し、ICTを活用した保健指導サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき健康保険組合の加入者に対して管理栄養士等の指導を提供する義務を負っており、その履行義務については申込に応じて管理栄養士等の指導を提供した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

④ 健康経営支援プラットフォーム（リモート産業保健）

当社は、企業の人事・労務部門に対しICTを活用した産業保健サービスを提供しています。当該取引では、契約に基づき産業医の保健指導やストレスチェックの実施等の産業保健業務全般をサポートする義務を負っており、その履行義務については時の経過によって充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しています。

⑤ 困りごと解決プラットフォーム

当社は、高齢者やその家族（以下、「エンドユーザ」という。）に対し、高齢社会特有の課題・困りごとの解決につながるサービスを提供する提携事業者の紹介サービスを提供しています。当該取引では、主に契約に基づき当社のプラットフォームを通じてエンドユーザに対して提携事業者を紹介する仲介機能を提供する義務を負っており、その履行義務については提携事業者とエンドユーザが契約した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しています。

（5）重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

（6）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間	のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。
② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

２．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「２．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

３．会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

（１）当事業年度の計算書類に計上した金額　　1,173百万円

（２）会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表の「３．会計上の見積りに関する注記（繰延税金資産の回収可能性）」の内容と同一であるため、記載を省略しております。

４．貸借対照表に関する注記

（１）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権	2,087百万円
関係会社に対する金銭債務	136百万円

（２）保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス	3,800百万円

５．損益計算書に関する注記

（１）関係会社との取引高

営業取引	1,601百万円
営業取引以外の取引	2,087百万円

（２）関係会社株式評価損

MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITEDに係る評価損であります。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,481,151株

７．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税	80百万円
賞与引当金	220百万円
返金負債	108百万円
未払費用	33百万円
貸倒引当金	52百万円
減価償却超過額	509百万円
関係会社株式評価損	9,428百万円
資産除去債務	90百万円
貸倒損失	24百万円
その他	16百万円
繰延税金資産小計	10,564百万円
評価性引当額	△9,391百万円
繰延税金資産合計	1,173百万円
繰延税金資産の純額	1,173百万円

（２）法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理並びに開示を行っております。

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス	（所有）直接 100%	資金の貸付資金の回収債務保証	資金の貸付（注１）	1,975	関係会社短期貸付金	800
						関係会社長期貸付金	700
				債務保証（注２）	3,800	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、取引金額については期中平均残高を記載しております。

（注２）銀行借入につき、債務保証を行ったものです。保証料は受領しておりません。

９．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　251円45銭

（２）１株当たり当期純損失　△272円34銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年5月１５日

株式会社エス・エム・エス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中	清　人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒　井	睦　史

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの２０２５年4月１日から２０２６年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２６年5月１５日

株式会社エス・エム・エス
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　清　人	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒　井　　睦　史	

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの２０２５年４月１日から２０２６年3月３１日までの第２３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月15日

株式会社エス・エム・エス　監査等委員会

監査等委員長　松　林　智　紀　㊞

監　査　等　委　員　鈴　村　豊太郎　㊞

監　査　等　委　員　髙　木　暢　子　㊞

（注）監査等委員松林智紀、鈴村豊太郎及び髙木暢子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上